

四日市市告示第 1 1 9 号

四日市市特別支援保育に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智広

四日市市特別支援保育に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市特別支援保育に関する要綱（平成 2 1 年四日市市告示第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、知的障害、言語発達遅滞、自閉症又は肢体不自由児等の心身に障害のある子ども、若しくは、コミュニケーションや社会性、行動の調整等の発達に課題のある子ども（以下「障害のある子ども等」という。）に対し、<u>保育園、幼稚園、認定こども園</u>及びあけぼの学園における保育・支援を通して心身の成長と発達を高めることとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 交流保育 <u>保育園、幼稚園及び認定こども園</u>で障害のある子ども等とその他の子ども交流を行いながら実施する保育</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、知的障害、言語発達遅滞、自閉症又は肢体不自由児等の心身に障害のある子ども、若しくは、コミュニケーションや社会性、行動の調整等の発達に課題のある子ども（以下「障害のある子ども等」という。）に対し、<u>保育園、幼稚園及びあけぼの学園</u>における保育・支援を通して心身の成長と発達を高めることとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 交流保育 <u>保育園や幼稚園</u>で障害のある子ども等とその他の子ども交流を行いながら実施する保育</p>

(処遇)

第4条 障害のある子ども等の保育は、障害又は発達特性をもとに、それぞれの年齢に応じて、原則として次のとおりとする。

(1) 4歳児及び5歳児については、保育園、幼稚園又は認定こども園における保育を行う。

(2) (略)

(入所の判定)

第5条 障害程度の判定及びこれに基づく前条に定める処遇に関する決定は、次の各号に掲げる方法により総合的に行うものとする。

(1) こども発達支援課等による相談

(2) 及び (3) (略)

2 前項各号に定める方法のほか、入園を希望する保育園、幼稚園、認定こども園又はあけぼの学園における集団体験による方法を併用することができる。

3 (略)

(業務内容)

第7条 指導委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 障害のある子ども等の保育園、幼稚園及び認定こども園への入園の判定等に関すること。

(2) 及び (3) (略)

(処遇)

第4条 障害のある子ども等の保育は、障害又は発達特性をもとに、それぞれの年齢に応じて、原則として次のとおりとする。

(1) 4歳児及び5歳児については、保育園又は幼稚園における保育を行う。

(2) (略)

(入所の判定)

第5条 障害程度の判定及びこれに基づく前条に定める処遇に関する決定は、次の各号に掲げる方法により総合的に行うものとする。

(1) 発達総合支援室等による相談

(2) 及び (3) (略)

2 前項各号に定める方法のほか、入園を希望する保育園、幼稚園又はあけぼの学園における集団体験による方法を併用することができる。

3 (略)

(業務内容)

第7条 指導委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 障害のある子ども等の保育園及び幼稚園への入園の判定等に関すること。

(2) 及び (3) (略)

第12条 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）はおおむね30名以内とし、委員長を含む指導委員、保育園の園長、あけぼの学園副園長、公立幼稚園の園長及び認定こども園の園長のうちから委員長が指名する。

(2) (略)

(研修委員会の構成)

第17条 研修委員会の委員（以下「研修委員」という。）は、おおむね20名以内とし、こども未来部あけぼの学園、保育園、幼稚園、認定こども園及び保育幼稚園課の職員のうちから委員長が指名する。

第12条 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）はおおむね30名以内とし、委員長を含む指導委員、保育園の園長、あけぼの学園副園長及び公立幼稚園の園長のうちから委員長が指名する。

(2) (略)

(研修委員会の構成)

第17条 研修委員会の委員（以下「研修委員」という。）は、おおむね20名以内とし、こども未来部あけぼの学園、保育園、幼稚園及び保育幼稚園課の職員のうちから委員長が指名する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)